平成２２年（フ）第９４号
兵庫県加西市別所町495番地
債務者　松本　憲明
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県加西市別所町495番地
債務者　松本　高明
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０９０号
広島市東区福田２丁目528番地５
債務者　大慎工業こと　原　　慎治
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７１号
広島市西区古江西町20番18―303号
債務者　槇西　洋二
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　亮
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県姶良市西餅田3786番地49
債務者　野田　良三
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目20番11号　東郷ハイツＢ棟103号
債務者　小倉　和則
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1366番地１
債務者　濵岡　直子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６１０３号
大阪市淀川区東三国２丁目10番６―601号
債務者　丹羽　　弘
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４１号
神戸市灘区桜ケ丘町３番18―403号、前住所
大阪市中央区南久宝寺町３丁目３番３号
債務者　小畑　陽介
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５１号
大阪府高槻市天王町４番14号の１
債務者　久野　成雄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５３号
大阪府東大阪市池之端町11番17号
債務者　池田　順一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　典良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５８号
大阪府門真市新橋町８番20号
債務者　篠原書店こと　篠原　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９１号
大阪市天王寺区味原町14番16号　アーバンヴィラ渡邉302号
債務者　甲斐　紳介
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１号
函館市本通３丁目８番９号
債務者　三浦　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
函館地方裁判所